平成２９年（フ）第９３号
山口県下関市南大坪町１番22号
債務者　藤田　玉子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
山口県下関市南大坪町１番22号、前住所山口県下関市豊田町大字矢田337番地５
債務者　藤田　博美
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
山口県下関市勝谷新町２丁目１番13号
債務者　中橋　優美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
熊本県八代市鏡町内田445番地２（Ｂ102）
債務者　井口　　健
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第９０号
松江市黒田町234番地　松浦Ａ・Ｐ102
債務者　坂下　和人
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６号
山形県新庄市大字松本485番地の２　旭ＲＯＯＭＹ16―201
債務者　金澤　恵美
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第１３３号
広島県福山市明王台２丁目１番17号
債務者　河村ナナ子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１３４号
広島県福山市明王台２丁目１番17号
債務者　河村　悟志
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第８９号
青森県弘前市大字南大町１丁目５番地10　白鳳荘８号
債務者　石山　容子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第４３９号
神奈川県秦野市渋沢２丁目25番９号　コーポさつきＣ　102号
債務者　工藤冨士雄
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４４９号
神奈川県小田原市酒匂５丁目12番６号
債務者　大津　雅世
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４５１号
神奈川県平塚市高根72番地の１　木島マンション203号
債務者　大久保和枝
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４７９号
神奈川県平塚市松風町21番18号
債務者　横南　芳夫
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３３４号
熊本市東区錦ケ丘５番27号　酒井ビルＭ２―２
債務者　田中　友美（旧姓倉田・星）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６０４号
大阪府寝屋川市池田西町７番11号
債務者　築田　正夫
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６２８号
大阪府茨木市沢良宜東町14番36号　樋尻マンションＢ棟　303号
債務者　家石　順子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部